

「技術士制度改革に関する論点整理」  
に基づく第10期技術士分科会における  
検討報告

令和3年2月

科学技術・学術審議会

技術士分科会

## 目次

I. はじめに .....	1
II. 第 10 期技術士分科会における審議 .....	2
1. 審議の方針.....	2
2. 審議の内容.....	2
(1) 技術士資格の国際的通用性の確保.....	2
(2) 技術士試験の適正化.....	4
(3) 技術士補制度の見直し・IPD 制度の整備・充実 .....	5
(4) 継続研さん・更新制の導入.....	7
(5) 総合技術監理部門の位置付けの明確化.....	9
(6) 活用促進・普及拡大.....	9
III. 今後の技術士制度改革における継続的検討事項 .....	10
1. 技術士資格の国際的通用性の確保.....	10
2. 技術士試験の適正化.....	10
(1) 技術士第一次試験の適正化.....	10
(2) 外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすい試験方法等..	10
3. 技術士補制度の見直し・IPD システムの導入 .....	11
(1) 技術士補制度の見直し.....	11
(2) IPD システムの導入 .....	11
4. 更新制の導入・継続研さんの充実・強化.....	11
(1) 更新制の導入.....	11
(2) 継続研さんの充実・強化.....	12
5. 総合技術監理部門の位置付けの明確化.....	12
6. 活用促進・普及拡大.....	12
IV. おわりに .....	13

## (別紙)

別紙 1	これまでの技術士法の改正の経緯
別紙 2	会議毎の検討事項の割り振り
別紙 3	技術士に求められる資質能力 (コンピテンシー)
別紙 4	技術士第二次試験受験申込者, 受験者及び合格者の年齢推移
別紙 5	技術士制度における IPD システムの導入について
別紙 6	技術士の CPD 実績の表示の仕組みの導入について
別紙 7	技術士の活用促進・普及拡大の取組み
別紙 8	第 10 期技術士分科会における技術士制度改革の検討の方向性

## I. はじめに

技術士は、国によって科学技術に関する高度な知識と応用能力が認められた技術者で、科学技術の応用面に携わる技術者にとって最も権威のある国家資格である。

技術士法（昭和58年法律第25号、以下「法」という。）は、技術士の資格を定め、その業務の適正を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的として、昭和32年に制定された。

これまで、高度化、複雑化が著しい科学技術に対する信頼性や安全、安心の確保のため、科学技術創造立国を目指す我が国として、質が高く、かつ、十分な数の技術者を育成・確保することが必要との考えの下、法制定の後、技術的な改正を除けば、別紙1のとおり、昭和58年に全面改正を、平成12年に大幅改正を行ってきた。

平成12年の大幅改正以降も、産業構造や社会ニーズ、国際環境の変化を踏まえ、技術士制度の在り方について検討が行われ、「今後の技術士制度の在り方について」（平成28年12月22日科学技術・学術審議会技術士分科会決定）等を受けて、第9期技術士分科会では、技術士制度の問題点を整理し、平成31年1月に「技術士制度改革に関する論点整理」（以下「論点整理」という。）<sup>1</sup>を取りまとめた。

さらに第10期技術士分科会では、論点整理に基づき、多くの若手技術者<sup>2</sup>や修習技術者<sup>3</sup>が技術士を目指すよう、初期専門能力開発（IPD:Initial Professional Development）から、技術士資格取得、資格取得後の継続研さん（CPD:Continuing Professional Development）及び資格活用に至るまで、生涯に亘り一貫した整合性のあるシステムの構築・改善を行うための検討を進めてきており、今般、その審議の中間的な経過報告として本報告書を取りまとめた。

本報告書で示された事項については、文部科学省、公益社団法人日本技術士会（以下「技術士会」という。）等の関係機関が緊密に連携しながら、順次必要な取り組みを行うことを求める。

---

<sup>1</sup> 「技術士制度改革に関する論点整理」（平成31年1月8日科学技術・学術審議会技術士分科会決定）は、次のリンクから参照可能。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu7/toushin/1413395.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu7/toushin/1413395.htm)

<sup>2</sup> 技術に関与する仕事に従事する20～30代の者をいう。なお、論点整理において、「若手が20～30代など早い段階で資格を取得できるよう」と記載していることを踏まえ、報告書でいう「若手」の目安は、おおむね20～30代の技術者を指す意味で用いている。

<sup>3</sup> 技術士第一次試験合格者及びそれと同等と認められた者で、技術士補となる資格を有する者をいう。

## Ⅱ. 第10期技術士分科会における審議

### 1. 審議の方針

審議の方針は、令和元年10月3日に開催した第10期技術士分科会制度検討特別委員会（第2回）において示された。<sup>4</sup>

まず、論点整理の中で、技術士制度に求められることとして定められた

- ・技術士制度の活用の促進
- ・技術士資格の取得を通じた資質能力の向上
- ・技術士の国際的通用性の確保

の3つを基本的な検討の視点とした。

そして、検討に当たっての主な論点として、論点整理に基づき、

- (1) 技術士資格の国際的通用性の確保
- (2) 技術士試験の適正化
- (3) 技術士補制度の見直し・IPD制度の充実・確保
- (4) 継続研さん・更新制の導入
- (5) 総合技術監理部門の位置付けの明確化
- (6) 活用促進・普及拡大

の6つを審議する事項として挙げた。その中でも、当面重点的に取り組むべき項目を選定して、「実際に対応を行っていくもの」、「具体的な方策を検討するもの」、「更に検討が必要なもの」の3つに分類を行い、「具体的な方策を検討するもの」については、優先的に検討を進めていくこととした。

そこで、第10期技術士分科会においては、別紙2のとおり制度検討特別委員会、初期専門能力開発・試験検討作業部会（以下「IPD作業部会」という。）及び継続研さん・更新検討作業部会（以下「CPD作業部会」という。）に審議事項を割り振り、各事項の関連性に十分に注意を払いながら、全体として効果を発揮するように審議を進めていくこととした。

### 2. 審議の内容

#### (1) 技術士資格の国際的通用性の確保

近年、技術士資格を国際的に通用するものとして、APEC エンジニア登録制度<sup>5</sup>に参加する国や地域など、海外で技術士が活躍するために、技術士資格を国際的に通用するものにすることが求められてきている。

<sup>4</sup> 「第10期技術士分科会制度検討特別委員会」の議事録及び配布資料は、次のリンクから参照可能。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu7/019/giji\\_list/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu7/019/giji_list/index.htm)

<sup>5</sup> 実務経験等が一定レベル以上と認められる技術者に、APEC 域内での共通の称号を与え、国際的な活躍を支援することを目的として2000年（平成12年）に創設された、政府間ベースのAPEC エンジニアの枠組み。

第9期国際的通用性検討作業部会<sup>6</sup>において、技術士資格の国際的通用性の確保のためには、まず、技術士試験合格者が、国際エンジニアリング連合（IEA：International Engineering Alliance）<sup>7</sup>の「卒業生として身に付けるべき知識・能力」（GA：Graduate Attributes）と「専門職としての知識・能力」（PC：Professional Competency）<sup>8</sup>を満たすような制度にし、その上で、技術士資格が、他国の対応する資格と同等なものとなることを目指すべきと提言がなされたところである。

そこでまずは、①GAと②PC及び他国の資格との同等性の2つに分けて、以下の通り整理した。

#### ① GA

海外の技術者資格制度では、高等教育機関<sup>9</sup>を卒業した段階で、IEAのGAを取得しているということが、専門職資格認定の要件としてハイライトされているという見解がある。

日本の場合、現行の技術士制度では学歴要件を課していないが、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE：Japan Accreditation Board for Engineering Education）<sup>10</sup>の認定プログラム修了者のうち文部科学大臣が告示した教育課程の修了者は、国際的にもGAの取得が保証されている。一方、学歴要件で担保すべき知識・能力を判定する枠組みである技術士第一次試験は、GAで求めている全ての資質能力等を完全に保証できる形態になっていないのではないかと疑問視する声がある。具体的には、GAの中には、デザイン能力や総合的に考える力のような、実務での知識応用能力があることから、これらの能力は択一式の第一次試験のみでは完全には担保しにくいとの考えによる。

したがって、技術士第一次試験合格者も、国際的な基準を満たしていることを担保できるよう、IPD作業部会において、高等教育機関卒業だけでは身に付けることが難しい能力について、若手技術者や修習技術者の段階でレベルアップを図るための支援策を検討することとした。

---

<sup>6</sup> 「第9期技術士分科会制度検討特別委員会国際的通用性検討作業部会」の議事録及び配布資料は、次のリンクから参照可能。[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu7/018/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu7/018/index.htm)

<sup>7</sup> エンジニアリング教育認定の3協定（ワシントン協定、シドニー協定、ダブリン協定）と、エンジニア専門職資格認定の4枠組み（APECEA（APECエンジニア協定）、IPEA（国際エンジニア協定）、IETA（国際テクノロジスト協定）、AIET（国際テクニシャン協定））の加盟者で構成された連合組織で、高等教育機関における教育の質保証と国際的同等性の確保と、専門職資格の質の確保・国際流動化は同一線上のテーマであるとして、2001年（平成13年）に結成された。共通課題について議論を行い、個々の協定で採否を決定している。

<sup>8</sup> 教育や専門職資格同等性確保の重要手段として検討され2009年（平成21年）のIEA京都総会で採択された、ワシントン協定各加盟団体の認定基準の模範。

<sup>9</sup> 大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校）をいう。

<sup>10</sup> 技術者を育成する教育プログラムを「技術者に必要な知識と能力」「社会の要求水準」などの観点から審査し、認定する非政府系組織。

## ② PC 及び他国の資格との同等性

技術士が、別紙3の技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）を有することは、技術士第二次試験において判定し得る。

しかしながら、技術の高度化、統合化等に伴い、技術者に求められる資質能力がますます高度化、多様化している中で、個々の技術士資格取得者が常に業務履行上必要な知見を深め、技術を修得し資質向上を図っているかは不明確との指摘がある。

諸外国においては、方法や要件は様々であるが、1～6年毎に更新を義務付け、所属協会への加入継続手続や更新研修、CPD活動によって、技術士の資質能力を確認している。<sup>11</sup>また、APEC エンジニアは、5年毎の更新制となっており、更新時にはCPD活動記録の提出が必要とされている。

したがって、他国の資格との同等性の観点から、技術士制度における更新制の導入の必要性について、CPD作業部会で検討することとした。

## (2) 技術士試験の適正化

技術士試験の適正化は、重点的に取り組むべき項目である①第一次試験の適正化と②外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすい試験方法等の検討について、IPD作業部会において以下の通り検討を行った。

### ① 技術士第一次試験の適正化

技術士第一次試験は、法第5条に定めるとおり、技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び技術士法第4章の規定の遵守に関する適性並びに技術士補<sup>12</sup>となるのに必要な技術部門についての専門的学識を有するかどうかを判定することを目的とするものである。そして、同試験の専門科目は、当該技術部門にかかる基礎知識及び専門知識に関するものであり、同科目の試験の程度は、4年制大学の自然科学系学部の専門教育課程修了程度としている。

技術士第一次試験の適正化については、第7期第一次試験適正化検討作業部会で検討を行い、20の技術部門を5つの「系」に分類して技術士第一次試験を実施する案<sup>13</sup>を作成したところであるが、その在り方については想定される受験者層や実際の試験実施方法等を勘案してさらに検討が必要とされているため、IPD作業部会において検討を進めることとした。

---

<sup>11</sup> 論点整理の別紙4「各国のエンジニア資格との比較表」参照。

<sup>12</sup> 技術士となるのに必要な技能を修習するため、法第三十二条第二項の登録を受け、技術士補の名称を用いて、前項に規定する業務について技術士を補助する者をいう。

<sup>13</sup> 「今後の技術士制度の在り方について（中間報告）」（平成27年2月9日科学技術・学術審議会技術士分科会決定）の別紙4「今後の第一次試験専門科目の適正化について」参照。

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2015/03/05/1355625\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/03/05/1355625_1.pdf)

同作業部会では、科目の大括り化によって、試験の目的を維持しながら難易度の安定化を図り、効率的に試験を実施することが可能となる他、受験者にとっても受験科目の選択が容易となり、幅広い分野の知識のある者が第一次試験に合格することが見込まれる旨の指摘がなされた。

## ② 外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすい試験方法等

IPD 作業部会において、外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすい試験として、現在日本語で行っているすべての技術部門、科目において英語で受験できるように受験制度を改める方法について検討を行ったが、試験事務の観点から実現性が乏しいという結論に至った。

このほかの方法として同作業部会は、ワシントン協定 (Washington Accord) のプログラム認定<sup>14</sup>に注目した。ワシントン協定は、技術者教育の実質的同等性を相互承認するための国際協定であることから、JABEE で認定したプログラムと、ワシントン協定に加盟している他の技術者教育認定団体で認定したプログラムを同等と認定し、技術士第一次試験を免除できる制度整備について、今後議論を深めていくこととした。

## (3) 技術士補制度の見直し・IPD 制度の整備・充実

本項目については、①技術士補制度の見直しと②IPD制度の整備・充実の2つの観点から、IPD作業部会において、以下の通り検討を行った。

### ① 技術士補制度の見直し

技術士補制度については、技術士第二次試験受験者の活用が約1%と低調基調であるが、これは制度における制約が厳しく活用の範囲が狭められているからではないかという懸念が示された。具体的には、技術者第一次試験に合格しても、同一技術部門の指導技術士につかねばならないという制約のために、すぐに適切な指導技術士が見つけれず、当該指導技術士の下でPCを身につける機会が少ないため、結果的に大多数の修習技術者が7年間の実務経験期間により受験資格を得るに至っている。

そこで、IPD 作業部会において審議した結果、技術士に求められる資質能力(コンピテンシー)の内容に影響しないことや技術士第一次試験の技術部門と技術士第二次試験の技術部門を同一としなくても受験が可能な試験制度であること、一人の技術者が何部門もの技術士資格を取得している実状を踏まえ、指導技術士が同一技術部門の技術士である必然性はないという意見が数多く出された。

---

<sup>14</sup> エンジニアに関する教育認定制度。他の加盟団体が認定した技術者教育プログラムの修了者に対し、自国の認定機関が認定したプログラム修了者と同様な専門技術者の免許交付や登録上の特典を与えるという、技術者教育の実質的同等性に関する国際協定。

また、技術士第一次試験で合格した技術部門と同一技術部門の技術士が身近にいるという例は限られることがあるため、通信教育等対面によらない指導の採用や、指導技術士が見つかりやすいように指導技術士のグループを形成することなど、技術士補制度を活用するに当たってボトルネックになっている点を解消する方策について、今後も議論を深めていくこととした。

## ② IPD 制度の整備・充実

これまでの技術士制度改革において、若手優秀人材の技術士への参入促進を目指して様々な措置が講じられてきたところであるが、別紙4のとおり若年化が進まず、第二次試験合格者の平均年齢は40代前半で推移している。

また、社会情勢の変化によって、所属組織内でのOJT (On-the-Job Training) 等、資格を持った指導者の下で長期間、指導を受けるような形態での人材育成を行うことが困難になってきている。例えば、ジョブ型雇用に注目が集まり、専門分野に強く即戦力となる人材を採用する事業者が増え、また、自己の専門分野を生かして様々な組織を転々とし、キャリアアップを図る若手技術者も増えていること等が要因として挙げられる。

さらに、IPDの重要性は明確になっているものの、修習すべき内容や実施方針等について、具体的に明確化されていないため、若手技術者や修習技術者が自ら修習方針を定め難く、資質能力の獲得に長い期間を要していると考えられる。

そこで、IPD作業部会において、若手技術者や修習技術者が技術士として求められる資質能力を早期に修得し、技術士として活躍できる仕組みの充実・強化について検討を行い、大学を出てから技術者としてステップアップしていくまでの期間の支援の整備について具体的な検討を進めることとした。

そして、別紙5のとおり、技術士制度におけるIPDシステムの導入に関する基本的事項について、同作業部会として結論をまとめた。

前提として、IPDとは若手技術者や修習技術者が資質能力の取得を目指す段階における修習をいうと定義を明確化した。

前述の通り、現在、若手技術者や修習技術者に対して、時代に即した資質能力開発支援が十分に行われていないとの指摘がある。このことに鑑み、高等教育機関を卒業した若手技術者や修習技術者が、技術的実務に就いてから技術士資格を獲得するまでの期間において、GAを強化しPCを取得するために行う活動を、社会全体で支援する仕組みを導入する必要性を認めた。当該仕組みをIPDシステムと定義した。

IPDシステムが機能することにより、若い優秀な技術士が増えて我が国の科学技術の水準が向上するとともに、高度な専門知識と応用的な問題解決能力を有している技術者が活躍することで所属組織等に利益がもたらされ、国民経済の発展が期待できる。



IPD システムの中で、若手技術者や修習技術者は、業務を通じて PDCA サイクルを回しながらセルフマネジメントを行うことによって、資質能力を発展向上させていくことを想定している。その際、自主的に資質能力を高める活動と、優れた技術者や支援組織等から支援を受けながら資質能力を高める活動の両方を掛け合わせて IPD 活動を進めていくことが望ましい。

ただし、多種多様な若手技術者や修習技術者がいることを踏まえ、特に IPD システムの導入初期にあっては、当該システムの利活用について個々人の任意性に委ねるといった配慮が必要である。

なお、若手技術者や修習技術者が IPD 活動を行うに当たっては、所属組織の中だけで資質能力を高めていくのではなく、技術士会や各学協会、高等教育機関等の技術士に関わりのあるコミュニティー全体からの支援を受けながら、体系的で効果的な IPD 活動を実施することを奨励する。

#### (4) 継続研さん・更新制の導入

本項目については、CPD 作業部会において、①更新制の導入について審議した後、②継続研さんの充実・強化について検討を進めた。

##### ① 更新制の導入

Ⅱ. 2. (1)②に記載したとおり技術士資格の国際的通用性を確保する観点から、また、技術の高度化あるいは多様化・複雑化に技術士が対応できるようにする観点から、技術士制度における更新制の導入の必要性について検討した。

検討の前提として、技術士制度において「更新」という用語は、法律上、期限のある資格を延長もしくは改めて新しいものにしていくときに使うものとされている。

したがって、導入する制度が、資格得喪や不利益処分など権利義務に影響を及ぼし得る内容（法律事項）の場合には、「更新」に当たり、法改正を必要とする。一方、権利義務関係に影響を及ぼさず、現行責務規定で読める内容の場合には、法律事項には該当せず、政省令以下で対応することが可能であると整理をした。

その上で、技術士会が報告した「技術士制度改革について-最終報告-(提言)」<sup>15</sup>は、更新制の導入施策として、更新研修の受講の義務化と、CPD 活動の登録をした技術士にのみ「技術士（更新）」という称号を与えて差別化を図り、そのことをもって資格活用の促進につなげたいという内容であった。

また、制度検討特別委員会においては、技術士の資質能力を維持・向上をさせるために行う CPD 活動を公的に証明すること、または、CPD 活動を行っている者

---

<sup>15</sup> 「第 10 期技術士分科会制度検討特別委員会（第 2 回）」の議事録及び配布資料参照。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu7/019/siryo/1421870.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu7/019/siryo/1421870.htm)

と行っていない者の差別化を図ることが第一優先であるとの議論がなされた。<sup>16</sup>

上記を踏まえ、前述の導入する制度が更新制に当たるかの判断基準に基づき検討を行ったところ、技術士の資格の得喪など権利義務に影響を及ぼす内容を含むものではないと判断された。

したがって、技術士資格について、技術士法の改正を要する更新制の導入ではなく、政省令以下での対応によって具体の検討を進めることとし、CPD 活動の実績の管理及び活用を可能とする公的な仕組みの構築について審議を行った。

## ② 継続研さんの充実・強化

およそすべての技術士は、高度専門職として、最新の技術や知見を備え、高等の専門的応用能力等を有するべきものであり、継続的な自己研さんによって、その資質を向上させるという非常に重要な責務を担っている。法は、「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」と規定している。また、法第 54 条は、技術士の資質の向上等に資するため、技術士会が研修等の事務を行うことを規定している。

技術士会は、これまでも、法第 47 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、法第 54 条の規定に基づき、技術士の資質の向上に資するべく、技術士が技術士資格取得後も自己研さんを続けることを支援するために、CPD 活動に関する事務を行ってきたところである。その一環として、技術士会は、平成 14 年 4 月から CPD 活動の実績登録を受け付けてきたが、本登録の利用は、技術士会会員の一部にとどまり、現状は、技術士全体の CPD 活動の履行状況を公的に裏付け得る段階には至っていない。

そこで、CPD 作業部会では、技術士の CPD 活動の充実・強化を公的に担保することを目的として、技術士の CPD 実績を管理し、その活用を可能とする仕組みの導入を目指して検討を進めた。

そして、別紙 6 のとおり、技術士の CPD 実績の表示の仕組みの導入について、同作業部会として結論をまとめた。

専ら、技術士の CPD 活動は個々の技術士が自身の生涯を通じたキャリア形成を見据えて、自らの意思で主体的に取り組むものであるが、今般、技術士資格の活用を促進し、国際的通用性を確保する観点から、CPD 活動の一層の実質化を進めるべく、CPD 活動の実績を管理し、その活用を促進する公的な枠組みを構築することを決定した。

これに伴い、文部科学省は、技術士の能力の評価や技術士資格の活用の促進に資する観点から、技術士の CPD 活動の実績の管理及び活用に関する事務の実施

<sup>16</sup> 「第 10 期技術士分科会制度検討特別委員会（第 5 回）」の議事録参照。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu7/019/gi\\_jiroku/1418299\\_00005.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu7/019/gi_jiroku/1418299_00005.html)

主体を示し、関連事務を担わせることとした。具体的には、「CPD ガイドラインの策定」、「CPD 活動の記録の確認及び実績名簿の作成」、「技術士への CPD 活動の普及啓発」、「分科会への技術士の CPD 活動の状況の報告」といった事務を、実施主体とする技術士会に担わせるため、文部科学省は、同会宛てに通知を発出するとともに、本通知について周知し、また、当該事務と既存の登録事務との連携を確保するため、技術士法施行規則（昭和 59 年総理府令第 5 号）を改正するべく調整を進めることとしている。

## (5) 総合技術監理部門の位置付けの明確化

総合技術監理部門（以下、「総監」という。）は、法において技術士の 21 技術部門のうちの 1 つであると位置付けられている。

しかし、他の 20 技術部門との関係性が明確でなく、実際に総監を取得した技術士の間でも技術部門の位置付けの認識は曖昧である。また、総監は日本独自の技術部門であり、海外の資格との関係性についても議論が不十分であることから、国内外における総監の位置付けを明確化するために、CPD 作業部会において議論を行った。

同作業部会では、現在、総監は他の 20 技術部門に対して上位の資格と認知されていることから、他の 20 技術部門の技術士資格を有する者が試験を受けられる資格や、一定以上の自己研さんを積んだ後に取得する資格等、他の 20 技術部門とは切り離して、第三の資格とすることが提唱された他、総監の活用や取得のメリットがあまりないことが問題であり、総監になるためには何を学び、何を身につければ良いかを明確化し、能力の測定方法や名称等についても検討すべきことが指摘され、さらに議論を深めていくこととされた。

## (6) 活用促進・普及拡大

技術士資格の活用促進・普及拡大については、論点整理の中で、文部科学省と技術士会が連携して取り組むべしと提言されており、今期においては、別紙 7 のとおり、制度検討特別委員会において、技術士会から現状の進捗状況について報告を聴取した。

技術士会は、平成 31 年 3 月に技術士資格活用委員会を新たに設置し、技術士資格の活用実態について諸外国の状況を調査するとともに、関係省庁における技術士資格の公的活用の促進、産業界・教育界での技術士資格の活用拡大について関係各方面に対し具体的な働きかけを行い、技術士資格の活用促進を進めている。当該委員会は、「公的活用推進チーム」、「産業界活用推進チーム」、「国際的活用推進チーム」の 3 チームに分かれて検討を進めている。

公的活用では領域拡大と深化、産業界活用では産業界が求める技術者像に見

合う技術士のアピール、国際的活用では技術士資格保有者の国際社会での活躍をそれぞれ目標にして、関係する調査、普及拡大と活用の促進を行っている。

このほか、文部科学省は、資格の活用促進等に関して、技術士会と連携しながら技術士資格の活用を促進する領域を所掌している関係省庁との間での調整等、行政機関の立場で具体的な働きかけを行っていることが報告された。

### Ⅲ. 今後の技術士制度改革における継続的検討事項

#### 1. 技術士資格の国際的通用性の確保

Ⅱ. 1. に記載した6つの審議事項について制度改革を検討するに当たっては、技術士が海外でも活躍できるよう、技術士資格の国際的通用性の確保の観点を中心に十分に加味した上で、制度整備を進めていくこととする。

なお、技術士資格の国際的通用性の確保の検討に当たっては、日本の技術士の海外における活躍と同時に、海外のエンジニアの日本における活躍の観点も考慮することが必要である。

#### 2. 技術士試験の適正化

##### (1) 技術士第一次試験の適正化

技術士第一次試験の適正化については、「系」に分類する等の大括り化の是非について継続して検討する。なお、大括り化する場合には、試験統計情報や試験問題等を調査しながら、若手技術者が受験しやすい構成にすることに留意することとする。特に、専門科目の範囲分けにおいては、4年制大学の自然科学系学部の専門教育課程におけるカリキュラムの推移に応じた適正化を図る方向で検討する。

また、技術士第一次試験と技術士第二次試験のどちらにおいても技術部門毎に実施することとなっていることから、技術部門を「系」に割り振り、技術部門毎の試験の形を崩さずに実施する等の法改正によらない適正化の方法も検討の視野に入れる。

専門科目の審議に加えて、これまであまり議論されていなかった基礎科目、適性科目の有り方についても、今後議論の対象とする。

##### (2) 外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすい試験方法等

外国人の受験については、まず技術士試験を受験する外国人の受験者層の特徴や日本語以外の言語で試験を行っている試験制度の有無等について調査を行う。そして、その調査結果を基に、ワシントン協定に基づく技術士第一次試験の免除等の制度整備について検討を進める。

### 3. 技術士補制度の見直し・IPD システムの導入

#### (1) 技術士補制度の見直し

技術士第二次試験の受験技術部門は技術士第一次試験の合格技術部門に限定されないこと、同一技術部門の指導技術士を求めることは難しいとの指摘があることから、指導技術士の技術部門限定の是非について検討する。

また、技術士補制度を活用するに当たっての制約について調査を行った上で、当該制約を解消する方策の是非について今後も議論を深めていくこととする。

#### (2) IPD システムの導入

まずは IPD システムの活用を希望する者がどこにいても分け隔てなく IPD 活動を行えるよう、若手技術者や修習技術者が GA 強化及び PC 取得を行う際に必要としている支援について調査を行う。

そして、個々人に合った IPD プログラムを選択可能とすることを目標として、通信教育や e ラーニングも含めた研修等、様々な形態での支援策の在り方を検討する。

また、個々人の IPD 活動の実績を管理及び評価する主体や IPD 活動のデータベースの在り方、IPD 支援者（メンター）の役割等、IPD システムの導入に向けて明確にすべき事項について審議を深めていきながら、IPD を通した資質能力開発支援を達成するためのロードマップを作成する。

加えて、ステークホルダーとなる IPD 活動者の所属組織や教育機関、技術士会、各学協会等が連携して活動を支援する体制を整えるべく、IPD システムの必要性とその存在を広く周知する。同時に、ステークホルダーが緊密な連携・協力関係を持つために、公益社団法人日本工学会をはじめとした関係団体のオーソライズを支援することによりコミュニティ形成の方策についても検討する。

### 4. 更新制の導入・継続研さんの充実・強化

#### (1) 更新制の導入

Ⅱ. 2. (4)に記載したとおり、今期においては、更新制の導入ではなく、CPD 活動の実績を管理し、その活用を促進する公的な枠組みを構築することとした。

ただし、状況が変化し、従前の見解を変更するような特段の理由があるというような形の立法事実が認められれば、更新制の導入も検討する余地がある。

したがって、技術士の権利義務に関わる更新制の導入の必要性については、今般構築する公的枠組みのモニタリングを行いながら引き続き検討することとする。

## (2) 継続研さんの充実・強化

CPD 活動には、技術士としての資質・能力を維持するために行うものと、技術士としての活動の範囲の拡大や質を高めるために、資質・能力をさらに向上させるために行うものの2つの視点がある。

今回導入することとした CPD 活動の実績の管理及び活用に関する公的枠組みは、前者の活動を促進する側面が強い。

したがって、後者については、APEC エンジニアや総監へのステップとして位置付けて引き続き検討する。

また、技術士に CPD 活動を奨励するに当たっては、活動に見合ったメリットが重要であるため、活用促進・普及拡大と絡めて議論を重ねていくこととする。

加えて、技術士会の CPD 活動に関する取り組みを進めるに当たって、学協会等のステークホルダーとの連携・協力が重要であり、その枠組みについても検討を行う必要がある。

なお、今後文部科学省からの通知に基づき、技術士会が CPD ガイドラインを策定するに当たっては、個々の技術士の所属する組織や活動する地域が多種多様であることを勘案するとともに、他の学協会との連携を容易にするべく、内容を簡略にすることが望ましい。

## 5. 総合技術監理部門の位置付けの明確化

総監の範囲とされている安全管理や社会環境・経済に関する専門的応用能力は、そもそも技術士が有すべき能力であるため、総監の技術士資格を得るためには何を学び、何を身につければよいかを明確化し、能力の測定方法や名称等について、法改正の要否についても考慮しながら、引き続き議論を行う。その際には、技術士資格において、総監が他の 20 技術部門や海外の技術者資格との関係でどのように評価されることが相応しいかを考慮する。

また、総監の技術士資格活用の場合及び取得のメリット等についても議論の対象とする。

## 6. 活用促進・普及拡大

技術士制度の活用促進・普及拡大のためには、技術士に対する需要を生み出すことが重要である。

したがって、時宜にかなった社会的要請に技術士が応えられるよう、文部科学省と技術士会が連携して、技術士が社会課題の解決にこれまで以上に貢献していく上で課題となっている事項を抽出し、技術士制度の改革に反映していく。

さらに、関係省庁、産業界、高等教育機関、学協会等に対して、技術士資格の活用の促進に向けた具体的な働きかけを継続していく。

## IV. おわりに

今期技術士分科会においては、別紙8のとおり、多方面から技術士制度改革について検討を行ったが、全体的に法改正に関連する検討事項が多かった。

したがって、検討の方向性として、法改正も視野に入れた検討を早急に進め、必要と認められる場合においては、法令改正に向けた取り組みを提起しなければならない。

ただし、法改正自体が目的化し、現実から乖離した制度設計とならないよう、技術士資格を利活用する者の意見聴取を行い、法改正の必要性を十分に確認・検証することが重要である。

特に、技術士制度改革における重要なステークホルダーである若手技術者が望む制度改革の内容を聴取することが望ましい。そのためには、文部科学省や技術士会が、若手技術者に対し、他国のプロフェッショナルエンジニアと交流する機会や他国の若手技術者の活躍モデルを提供するというような、海外との仕組みの違いに気づく環境づくりも将来的に検討する必要がある。

広く活用されるような技術士制度にするためには、技術士を取り巻く状況を十分に精査し、検討項目毎ではなく、より大きな枠で制度改革を考えていかなければならない。その際には、国内外の動向を俯瞰するとともに、他の科学技術政策との整合の確保にも留意しながら幅広く検討を進める必要がある。